

3月定例教育委員会会議録

1 開催日時

平成26年3月21日（金・祝） 午前9時～午後1時50分

2 場所

鳥取県庁第2庁舎5階 教育委員会会議室

3 出席委員

中島諒人（委員長）、松本美恵子、坂本トヨ子、若原道昭、佐伯啓子、横濱純一（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 生田文子、次長 山本仁志、参事監兼高等学校課長 山根孝正、
教育総務課長 森田靖彦、小中学校課長 石田明広、
特別支援教育課長 足立正久、
いじめ・不登校総合対策センター長 松岡 一、
家庭・地域教育課長 宮城絵理、人権教育課長 岸田康正、
文化財課長 上山憲二、博物館長 山内有明、
スポーツ健康教育課長 吹野英明、教育総務課参事 木本美喜

6 会議

9時、中島委員長が開会を宣言した。

（1）日程説明

森田教育総務課長が本日の日程を説明。

（2）一般報告

横濱教育長より、ケータイインターネットを考える高校生フォーラム、臨時県議会、町村教育長会との意見交換会、鳥取市長からの「県立博物館抜本見直し構想」についての要望書の提出、2月県議会の質疑内容と26年度予算の可決、ペペ版「あなたと一緒に歌いたい」楽曲の引渡し、日野高校の

在り方を考える協議会からの「地域と連携した鳥取県立高等学校の教育の充実と発展に関する要望書」の提出、山陰海岸学習館の在り方について教育長への提言及び検討結果等の報告があった。

(3) 議事

[非公開]

・ 議案第 1 号 教育長の任命について

森田教育総務課長より、教育長の任命について説明があった。
次いで審議が行われ、議案第 1 号は原案のとおり可決された。

[非公開]

・ 議案第 2 号 教育委員会事務局局人事（課長級以上）について

・ 報告事項ア 教育委員会事務局局人事について

森田教育総務課長より、教育委員会事務局局人事（課長級以上）について及び教育委員会事務局局人事について説明があった。
次いで審議が行われ、議案第 2 号は原案のとおり可決された。

[非公開]

・ 議案第 3 号 市町村（学校組合）立学校長人事について

・ 議案第 4 号 平成 26 年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について

・ 報告事項イ 市町村（学校組合）立学校教職員人事について

石田小中学校課長より、市町村（学校組合）立学校長人事について、平成 26 年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について及び市町村（学校組合）立学校教職員人事について説明があった。
次いで審議が行われ、議案第 3 号及び第 4 号は原案のとおり可決された。

[非公開]

・ 議案第 5 号 県立特別支援学校長人事について

・ 報告事項ウ 県立特別支援学校教職員人事について

足立特別支援教育課長より、県立特別支援学校長人事について及び県立特別支援学校教職員人事について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第5号は原案のとおり可決された。

[非公開]

- ・ 議案第7号 県立高等学校長人事について
- ・ 議案第8号 県立高等学校事務長（課長相当職）人事について
- ・ 報告事項エ 県立高等学校教職員人事について

山根参事監兼高等学校課長より、県立高等学校長人事について、県立高等学校事務長（課長相当職）人事について及び県立高等学校教職員人事について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第7号及び第8号は原案のとおり可決された。

[非公開]

- ・ 議案第9号 鳥取県文化財保護審議会専門委員の任命について

上山文化財課長より、鳥取県文化財保護審議会専門委員の任命について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第9号は原案のとおり可決された。

[非公開]

- ・ 議案第10号 鳥取県立博物館協議会委員の任命について

山内博物館長より、鳥取県立博物館協議会委員の任命について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第10号は原案のとおり可決された。

- ・ 議案第11号 鳥取県教育振興基本計画の改訂について
- ・ 議案第12号 平成26年度アクションプランについて
- ・ 議案第13号 平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について
- ・ 議案第14号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について
- ・ 議案第15号 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

木本教育総務課参事より、鳥取県教育振興基本計画の改訂について及び平成26年度アクションプランについて、森田教育総務課長より、平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について及び教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について説明があった。

鳥取県教育振興基本計画は平成20年度から平成25年度までの期間の計画を策定して取り組んでいるところであるが、平成26年度から平成30年度までの期間の計画に改訂を行うこと、また、改訂される鳥取県教育振興基本計画に基づき、平成26年度のアクションプランを作成する旨の説明があった。

また、平成26年4月の組織改正に伴い、関係する教育委員会規則の改正を一括して行うために規則を新設すること及び鳥取県教育委員会事務処理権限規程の関係条文等を改正すること、並びに条文を引用している法律が改正されるため、教育委員会事務局職員の任免発令規程を一部改正する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、中島委員長より、次年度のアクションプランについて、検討する時期はいつ頃か質問があり、木本教育総務課参事より予算編成が始まる秋頃から検討していき、次年度までには作成するとの回答があった。

また、松本委員よりアクションプランの各所属の達成状況の進捗管理に関する質問があり、木本教育総務課参事より、年度当初に主要懸案事項を整理して、課長会議等で情報共有しており、そのような機会を捉えて、進捗管理していきたい旨の回答があり、議案第11号から第15号まで原案のとおり可決された。

・ **議案第16号 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について**

石田小中学校課長より、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について説明があった。

幼保連携を進めるため教育職員免許法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う旨の説明があり、議案第16号は原案のとおり可決された。

・ **議案第17号 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について**

松岡いじめ・不登校総合対策センター長より、鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について説明があった。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、努力義務事項とされている基本的な方針を鳥取県では策定することとして、パブリックコメントを行い、その意見を反映した内容で策定する説明があった。

中島委員長及び横濱教育長より、方針策定後のスケジュール・影響等について質問があり、松岡いじめ・不登校総合対策センター長より、市町村教育委員会も、基本的な方針の策定は努力義務とされているが、市町村への説明会や県教育委員会の方針を参考にして策定を進めている市町村教育委員会があることなどの説明があり、議案第17号は原案のとおり可決された。

- ・ 議案第18号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
- ・ 議案第19号 鳥取県立高等学校学則の一部改正について
- ・ 議案第20号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について
- ・ 議案第21号 現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

山根参事監兼高等学校課長より、鳥取県立学校管理規則の一部改正について、鳥取県立高等学校学則の一部改正について、鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、森田教育総務課長より、現業職員の給与に関する規則等の一部改正について説明があった。

平成18年度から県立高等学校全校に司書を配置しているが、学校図書館のエキスパート的存在として司書主任を設置するため、鳥取県立学校管理規則の一部改正をすること、土曜授業の実施に伴い、管理規則を12月定例教育委員会で改正したが、鳥取県立高等学校学則についても一部改正する説明があった。また、平成25年11月定例県議会において、「職員の給与に関する条例等の一部改正」が議決されたことを踏まえ、当該条例に準じて現業職員の給与等について、労働協約の改訂を行うこと、それに伴い給与に関する規則を改正する説明があった。

若原委員より、鳥取県立高等学校学則は県立高等学校全校を対象に共通に適用されるものであるか、また学則は、他の都道府県でも学校ごとではなく、都道府県立学校の共通の規則として定めているのか質問があり、山根参事監兼高等学校課長より、県立高等学校の共通の学則であることと他の都道府県でも同じであることの回答があった。

また、中島委員長、松本委員及び若原委員より、各県立高等学校の司書の

配置状況と司書主任の配置予定の質問があり、山根参事監兼高等学校課長より、各県立高等学校に司書一人を配置していること及び司書主任は、東部西部各2人、中部1人で計5人を配置する予定との回答があり、議案第18号から第21号まで原案のとおり可決された。

- ・ **議案第22号 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について**
 - ・ **議案第25号 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）の策定について**
- ※議案第23号及び第24号は欠番

宮城家庭・地域教育課長より、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について並びに鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）の策定について説明があった。

鳥取県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、施設使用料の青年の区分が廃止されたことに伴い、利用申込書等の所要の改正を行う説明があった。

また、鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）の策定について、教育委員からの意見である児童生徒の読書活動の写真及び優良事例の紹介を追加掲載して最終計画として策定する説明があった。

中島委員長より、大山青年の家及び船上山少年自然の家の条例改正後の利用料金と学生の利用料金に関して質問があり、宮城家庭・地域教育課長より、条例改正で両施設とも平成26年4月から利用料金について、消費税の増税分を値上げすること、大学生以下は無料であり、各種団体の利用でも免除規定がある旨の回答があった。

また、坂本委員より、鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）の配付先に関する質問があり、宮城家庭・地域教育課長より、市町村立図書館、読み聞かせ団体等に配布する回答があった。

横濱教育長より、目標値の達成の方法に関する質問があり、宮城家庭・地域教育課長より、保護者への周知、児童生徒が憧れの方へインタビューする26年度事業等を活用して、学校関係者、書店関係者等と連携して読書の実施率を高めていきたいとの説明があり、議案第22号及び第25号は原案のとおり可決された。

- ・ **議案第26号 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について**

岸田人権教育課長より、鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について説明があった。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正案として、県内在住の必要期間の廃止、早期貸与ができるように手続き・提出書類の様式の見直しを2月の定例教育委員会で付議したが、提出書類の様式に関して委員から意見があったため、修正しての再提出をするものであり、共同親権者の代表者が法定代理人欄に記載するように修正したことなどの説明があり、議案第26号は原案のとおり可決された。

・議案第27号 文化財の県指定について

上山文化財課長より、文化財の県指定について説明があった。

2月に開催された鳥取県文化財保護審議会で答申があった鳥取市の旧家の所蔵品である「絹本着色阿弥陀三尊来迎図」と日南町の西部、多里宿の南端に位置する曹洞宗寺院の「常福寺経蔵及び山門」を文化財の県指定をする説明があり、議案第27号は原案のとおり可決された。

・議案第28号 鳥取県スポーツ推進計画の策定について

吹野スポーツ健康教育課長より、鳥取県スポーツ推進計画の策定について説明があった。

スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、鳥取県スポーツ推進計画を策定する旨の説明があった。

中島委員長より、スポーツ推進計画の配布先の質問があり、吹野スポーツ健康教育課長より、市町村教育委員会を通じて各小中学校への配布と県立学校等に配布されること、各競技団体等に配布する説明があった。

また、松本委員より、計画の中で「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」という視点で基本方針を定めたとあるが、具体的にはどの部分が該当するのか、スポーツ推進計画の進捗管理方法、またスポーツ推進計画の内容は、鳥取県教育振興基本計画やアクションプランに入っているのかなどの質問があり、吹野スポーツ健康教育課長より、基本計画中の2ページ等で基本方針を定めており、各項目で障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援として具体的な方策を説明していること、スポーツ審議会、スポーツ推進計画は知事部局に移管されるが、学校体育は教育委員会が継続して担当するため、担当課が集まる連絡会等を開催して、進捗を管

理していくこと、スポーツ推進計画の内容は、鳥取県教育振興基本計画やアクションプランに盛り込まれていることの説明があり、原案どおり可決された。

・ **報告事項オ 平成26年度エキスパート教員の更新・認定について**

石田小中学校課長より、平成26年度エキスパート教員の更新・認定について説明があった。

高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定しており、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間の認定期間のエキスパート教員として、更新者16名と新規認定者21名を決定した旨の説明があった。

・ **報告事項カ 平成25年度いじめ・不登校総合対策センターの取組について**

松岡いじめ・不登校総合対策センター長より、平成25年度いじめ・不登校総合対策センターの取組について説明があった。

平成25年度は、未然防止・早期発見を軸として取り組んできたこと、いじめ・不登校対策本部の開催により、教育委員会内の連携は強まったところであるが、課題として、知事部局との更なる連携が必要なこと、小学校から中学校など校種が上がるにつれて、子ども達自身の啓発活動・反応が薄くなることがあり、いじめ防止対策推進法でも、子ども達の自主的な取組を推進しているため、26年度は子ども達の取組を集約した未来フォーラムを開催する旨の説明があった。

中島委員長より、いじめ防止ガイドブックの配布対象と基本的な方針の周知対象について質問があり、松岡いじめ・不登校総合対策センター所長より、いじめ防止ガイドブックは学校教職員を対象に配布しており、基本的な方針は県民を対象にしている旨の回答があった。

・ **報告事項キ 平成26年度県立高等学校教育課程について**

・ **報告事項ク 平成25年度県立学校第三者評価の結果について**

山根参事監兼高等学校課長より、平成26年度県立高等学校教育課程について及び平成25年度県立学校第三者評価の結果について説明があった。

平成25年度から高等学校では新学習指導要領が本格的に実施されてい

るが、理科と数学は平成24年度から早期に実施していること、普通科高校では、45分授業を実施しているが、倉吉東高校では生徒の主体的な学びを深めるため65分授業を実施することなど説明があった。

また、県立学校の第三者評価については、平成22年度から本格的に実施しており、毎年度ごとに県立学校8校が実施している。26年度は2巡目に入ること、評価専門委員を設けずに、評価委員を増員して対応する旨の説明があった。

若原委員より、第三者評価の2巡目の評価方法と評価結果は公表しているのか質問があり、山根参事監兼高等学校課長より、1巡目の評価結果を踏まえた評価を行い、2巡目は評価を簡素化して実施すること、評価結果は学校のホームページに公開する説明があった。

松本委員より、鳥取湖陵高校の学科内のコース選択制と青谷高校の総合学科との違いに関する質問があり、山根参事監兼高等学校課長より、鳥取湖陵高校では学科の中のコースでは乗り換えは可能であるが、学科は変更できないこと、総合学科はいろいろな内容を学び、学問分野の系列を決めて学習していくことが特色であることの説明があった。

・ 報告事項ケ 県指定天然記念物の毀損について

上山文化財課長より、県指定天然記念物の毀損について説明があった。

県指定天然記念物のマテバシイの北限地帯で、無断でマテバシイが伐採された経緯と状況、対応として所有者に対して厳重に注意したことや再発防止のため県内市町村教育委員会及び所有者・管理者に記念物保護の取扱いの通知を行った説明があった。

・ 報告事項コ～ヤについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。

・ 協議事項1 平成26年度教育振興協約の締結について

木本教育総務課参事より、平成26年度教育振興協約の締結について説明があった。

協約の内容については、以前に説明したとおりで特に変更はないが、学力向上本部で協議した指標を設定したこと、私立学校関係の内容も追加した旨の説明があった。

また、現段階での教育委員会制度改革案として、現在の委員長と教育長を

一体化した新教育長を置くこと、新教育長の任期は4年から3年に変更となること、首長は総合教育会議を設けて、教育委員会と協議して教育の振興に関する大綱を決定することが検討されている旨の説明があった。

若原委員より、教育制度改革案の中で総合教育会議で大綱を決定することとなっているが、どのようなものか質問があり、木本教育総務課参事より、文部科学省がガイドラインを示すかもしれないが、各都道府県の教育委員会と首長で具体的に内容を議論していくものである説明があった。

中島委員長より、新しい教育委員会制度でも、首長と議会との関係を重視していき、教育の課題に関して情報共有をしていきたいとの意見があった。

・その他

若原委員より、議案提出の責任者について質問があり、横濱教育長及び山本次長より、教育長は教育委員会事務局の長の立場で各議案を教育委員会に提出している旨の説明があった。

また、各委員より、教育委員会制度が改革されることに伴い、今後は教育委員会がより活性化するため議論を深めていけるようにしていくための方策などについて意見交換が行われた。